(乗車定員及び最大積載量)

- 第五十三条 自動車の乗車定員又は最大積載量は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できるものとして、告示で定める基準に基づき算出される範囲内において乗車し又は積載することができる人員又は物品の積載量のうち最大のものとする。ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあつては乗車定員二人以下、車両総重量二トン未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。
- 2 前項の乗車定員は、十二歳以上の者の数をもつて表すものとする。この場合において、 十二歳以上の者一人は、十二歳未満の小児又は幼児一・五人に相当するものとする。